

国土交通省 不動産・建設経済局  
令和8年度「地域価値共創に資する空き家・空き地の利活用等における不動産  
業者と多様な主体との連携体制推進のためのモデル調査事業」 募集要領

## 1. 調査の趣旨

国土交通省では、空き家・空き地の流通・利活用において、不動産業者が有する専門的知見やネットワーク等のプロフェッショナルな強みを最大限に発揮できるよう後押しするための施策パッケージとして、「不動産業による空き家対策推進プログラム」を令和6年6月に公表しました。

本プログラムの一環として、不動産業者を核とした地方公共団体や他業種等の多様な主体が連携・協業することにより、空き家等の利活用を促進し、地域の新たな価値を創出する取組（地域価値共創）を推進しています。

このような状況を踏まえ、本調査では、地域価値共創の取組に向けて、不動産業と地方公共団体及び多様な主体との連携体制の構築を図る取組を支援することを目的に、モデルとなる取組を募集します。

## 2. 調査の概要

### (1) 調査内容

地域価値共創の取組の推進に関し、不動産業者と地方公共団体及び多様な主体（医療、農業、交通、金融、福祉、観光、教育、地域団体等）との連携体制構築を図る取組を実施している者を採択し、国が本事業の事務業者を通じてその実施に要する費用の一部を補助します。なお、取組の成果や知見は、個人情報を除き公表し、不動産業者や地方公共団体等へそのノウハウ等の共有を図ります。

### (2) 対象地域

対象地域は問いません。提案の中で対象市町村又は対象とする地域を明らかにして下さい。

### (3) 事業実施期間

対象とする取組の決定通知の交付日から令和9年3月5日（金）まで

### (4) 支援対象

支援対象者は以下の者を対象とします。

- ・地方公共団体や他業種等、多様な主体と連携する不動産業者及び不動産業者を構成員とする団体等。

※支援対象については主に、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく宅地建物取引業の免許や、賃貸住宅管理業法（令和2年法律第60号）に基づく賃貸住宅管理業の登録等、関係法令に基づく不動産業者を念頭に置くが、本モデル事業の趣旨に合う場合は、例外的に関係法令に基づく不動産業者以外の主体についても認めるものとする。

※なお、本取組における代表者及び取組実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、取組実施に係る責任体制を整備する必要があります。

### 3. 支援の額及び支援対象経費等

#### (1) 支援の額

支援の額については、予算枠等を踏まえ、1件あたり300万円(税込)を上限とします。なお、応募申請額に対して調整の上、支援額の上限を決定させていただくことがあります。支出は、本事業の事務事業者から支援対象者に行います。なお、支出は原則として取組完了時の一括精算とします。

#### (2) 対象経費

##### A 対象となる経費

関係者との連携体制構築に関する費用

(例)

- ・事業目的・課題解決のために適切なノウハウを有する外部人材登用経費
- ・協議会、説明会、関係者との会議開催経費(有識者謝金、会場使用料等)
- ・データ収集・分析に要する経費

##### B 対象とならない経費

支援対象外経費は、以下を想定しております。

- ・本事業に従事しない者の人件費(委託費における一般管理費を除く)
- ・国が助成する他の制度(補助金等)と重複する事業に係る経費
- ・本事業目的以外の電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費(明確に本事業目的として他の経費と切り分けられる場合を除く)
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・恒久的な施設の設置、建築物の建設、用地取得等、本事業の範囲に含まれない経費
- ・親睦会に係る経費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・海外への渡航費、内国における現地調査の範疇を超えた出張旅費
- ・振込等手数料(代引手数料を含む)及び両替手数料等
- ・国の支出基準を上回る謝金費用

※国の支出基準は、「国家公務員等の旅費に関する法律」等を、また国土交通省の謝金支払基準は以下URL等をご参照ください(招聘する者の役職等により変動します)。

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-93eb8f82545b/75c902b7/20250401\\_resources\\_resources\\_honorarium\\_guideline\\_02.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-93eb8f82545b/75c902b7/20250401_resources_resources_honorarium_guideline_02.pdf)

※運賃等の他に設備への付加料金を必要とするもの（航空機の上位クラス、JR線のグリーン車等）については原則補助対象外となります。

- ・車両購入等に伴う自賠責保険、任意保険（自動車保険）や各種損害保険
- ・公租公課、収入印紙等
- ・応募及び採択後の交付申請時に事務局に提出する書類作成等に係る費用
- ・為替差損、コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、クラウドファンディング等における出資金
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・委託費に含まれる関係者の交通費及び謝金（委託契約において明確に国の支出基準の範囲内である単価・総額等が示され、そのすべての証憑書類を提出する場合を除く）
- ・説明会、講演等を実施する場合における参加者、聴講者の旅費
- ・車両購入・リース費用
- ・地方公共団体の補助金として拠出された費用

※事業に係る「経費」を支援対象とすることから、「補助金」として拠出した場合は支援対象となりません。そのため、地方公共団体が事業費を連携スキーム等に分配・拠出する場合は、委託費や拠出金として整理する必要があり、かつ拠出金である場合は支出先において発生した経費の証憑書類も必要となります。

#### 4. 応募手続き

応募の際は、別紙様式により応募資料を作成し、下記の提出先まで電子メール送信により提出して下さい。

また、応募受領の確認を2営業日以内にメールにてお送りしますが、万が一確認のメールが届かない場合には、お手数ですが、下記へお電話にてご連絡頂けますようお願いいたします。

- 【提出資料】 応募資料（別添様式、ファイル様式の変更等は不可）
- 【応募締切】 令和8年5月29日（金）17：00 必着
- 【提出先】 国土交通省不動産・建設経済局不動産課
- 担 当：葛西（内線 25-116） [kasai-n22r@mlit.go.jp](mailto:kasai-n22r@mlit.go.jp)
- 松下（内線 25-119） [matsushita-r2kc@mlit.go.jp](mailto:matsushita-r2kc@mlit.go.jp)
- 電 話：03-5253-8111

#### 5. 選定方法等

##### （1）選定方法

「6. 応募手続」に記載の提出期限までに応募があった取組の中から、下記（2）の「選定基準」に従って、予算の範囲内で選定する予定です。

なお、選定に当たり、応募内容について電話等にてヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料の提出等を求める場合があります。

##### （2）選定基準

**【①：先進性】**

不動産業者を核とした地方公共団体や他業種等の多様な主体の連携・協業による地域価値の創出に向けた先進的な取組であるもの。

**【②：的確性】**

応募内容が本調査事業の趣旨及び地域のまちづくりの計画等に合致していること。

**【③：具体性】**

どのような成果を出すことを目的としていて、その目的を達成するためにどのような取組を実施するか具体的に示されていること。

**【④：実行性】**

応募主体を中心に関係者等が連携して取り組む環境が整っていること。もしくは、環境が整うことがおおよそ確実であるもの。

**【⑤：汎用性】**

取組内容が、他の地域における不動産業者等においても実現可能な汎用性のあるものであること。

**【⑥：継続性】**

取組内容が今年度限りのものではなく、来年度以降も自立的な取組として継続が期待できること。

**(3) 選定結果の通知**

選定の結果については、令和8年6月中旬を目処に通知する予定です。

**(4) 採択後の手続**

応募事業が採択されたときは、個別に取組内容や支援額等について調整させていただく場合があります。その際、国土交通省から、取組内容について一部変更を求めることがあります。また、必要に応じて資金計画や取組内容に関する資料を提出していただくことがあります。

**6. 支援の条件等**

支援対象者は、次の条件を守らなければなりません。

**(1) 計画変更の承認等**

支援対象者は、やむを得ない事情により、取組の実施内容又は取組の実施に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通省の承認を受けなければなりません。

また、支援対象者は、やむを得ない事情により、応募時点において計画された取組の実施が予定の期間内に完了しない場合又は取組の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告してその指示を受けなければなりません。

**(2) 報告会議への出席等**

① 中間報告

支援対象者に、取組の中間段位（7月～8月）において、取組状況及びこれまでの取組を

踏まえた対応 方針等について説明・報告をしていただきます。また、国土交通省の要請に応じ、必要に応じて会議等に出席していただきます。

#### ② 成果報告及び報告書の提出

支援対象者に、取組期間の終盤に、その成果、今後の課題等を報告していただきます。また、成果物として報告書を提出していただきます。

※具体的な報告の方法や報告書の書式等は検討中です。

※内容は一部変更になる場合があります。

### (3) 現場実査等への協力について

取組の進捗状況及び実施内容等を確認するため、当該取組地域を所管する地方整備局の担当者が現地を訪問し、現場実査を行う場合があります。この際には、関係者の立会いのもと、取組実施箇所等の現地案内及び必要な説明等にご協力いただきます。

### (4) 刊行等

支援対象者は、取組の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合に、本事業の採択事例である旨を記載することができます。

### (5) 消費税仕入控除税額の確定に伴う支援金の返還

支援対象者は、本事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書を速やかに国土交通省に提出し、当該報告書に基づき消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付してください。

### (6) 経理書類の整理

支援対象者は、取組の実施に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入又は支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、事務事業者又は国土交通省の求めに応じ、これらの帳簿及び証拠書類を提示・提出しなければなりません。

また、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければなりません。

### (7) 知的財産権の帰属等

取組の実施により生じた知的財産権は、支援対象者に帰属します。ただし、取組の実施により生じた写真、資料等を国土交通省が利用する場合がある旨をご了承ください。また、その際、支援対象者の名称等を公表する場合がある旨を御了承ください。

また、作成した運用方針等についてはHP等に公開し、広く一般に無償で提供してください。

### (8) 取得財産の管理

取組の実施により取得した財産の所有権は支援対象者に帰属します。ただし、当該取組により取得した財産又は効用の増加した財産については、取組の実施後も、善良な管理者の注意をもって管理し、支援金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

### (9) 取組中・取組後の協力について

支援対象者には、取組の実施中及び実施後、当該取組及びその後の状況に関する調査・評価等のためのアンケートやヒアリング等へ協力していただくことがあります。また、原則として、団体の代表者（窓口）の氏名や連絡先を公表させていただきます。

地域価値共創プラットフォームの活動は、本事業の目的と親和性が高いことから、同プラットフォームから取組の紹介等を求められた際には、正当な理由がある場合を除き、ご協力ください。

本取組の周知をはじめ、効果的な事業推進を図るため、必要に応じて地方整備局と連携し、説明会・広報活動・意見交換等への協力を含む、さらなる取組の推進に努めていただくものとします。

## 7. 留意事項

- ① 同一の内容で国又は地方公共団体から他の補助金等を受けている取組の応募はできません。
- ② 同一の応募者が同一の提案内容を重複して応募することはできません。
- ③ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。
- ④ 応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を全て無効とします。
- ⑤ 応募書類について、この募集要領及び応募様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。
- ⑥ 提出された応募書類は原則返却しませんので、その旨予めご了承ください。
- ⑦ 採択した応募書類の内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ⑧ 応募書類の提出後は、原則として応募書類に記載された内容の変更はできません。
- ⑨ この募集要領及び応募様式に示された事項を遵守しない場合は、採択の取消しや支援金の返還を求めることがあります。
- ⑩ 手続きの詳細については、今後変更する場合があります。

## 8. その他・問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課

担当：葛西（内線 25-116） [kasai-n22r@mlit.go.jp](mailto:kasai-n22r@mlit.go.jp)

松下（内線 25-119） [matsushita-r2kc@mlit.go.jp](mailto:matsushita-r2kc@mlit.go.jp)

電話：03-5253-8111